

家庭用セントラルヒーティング契約

<ゆ〜ぬっく24ネオ>

(一般ガス選択約款)

平成28年5月1日実施

(平成28年3月30日届出)

北海道ガス株式会社

目 次

1. 目 的.....	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	1
5. 契約の締結.....	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金.....	2
8. 延滞利息.....	2
9. 単位料金の調整.....	3
10. 解約及び設置の確認.....	3
11. 精算	4
12. その他.....	4
付 則.....	4
(別 表)	
家庭用セントラルヒーティング契約に適用する料金表	5

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、北海道経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更して、北海道経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「セントラルヒーティングシステム」とは、「温水式給湯暖房機」、「温水式暖房機及び給湯器」又は「家庭用空調機器」をいいます。
- (2) 「温水式給湯暖房機」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させ暖房するとともに給湯もできる方式の機器をいいます。
- (3) 「温水式暖房機」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させて暖房する機器を、「給湯器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が16号以上の給湯器をいい、「温水式暖房機及び給湯器」とは「温水式暖房機」と「給湯器」を組み合わせ使用システムをいいます。
- (4) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、冷凍能力28.0キロワット（8.0USRT）以下のガスエンジンヒートポンプ方式の機器をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。
- (8) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、家庭用としてセントラルヒーティングシステムを専用住宅又は併用住宅で使用し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで計量する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

ただし、併用住宅において、この選択約款を申し込む場合は、セントラルヒーティングシステムを接続したガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下とします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込み方法により、当社へ申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

- ③ 契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまから、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまと当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (3) 料金適用の開始日は、原則として契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については一般ガス供給約款の料金表を適用いたします。ただし、他の選択約款からこの選択約款に基づく契約へ変更する場合は、その選択約款の料金表を適用いたします。
- (4) 1需要場所に設置されている複数のガスメーターを1個のガスメーターで計量するための工事を行ってこの選択約款を適用する場合には、その工事日は原則として契約申込み後の初回定例検針日以降とし、料金適用の開始の日は、工事を行った日が含まれる料金算定期間の初日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じた延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

（備 考）

消費税等相当額の算定方法は、別表の2（3）のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.084円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

66,310円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が106,090円以上となった場合は、106,090円といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} \\ &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9503 \\ &\quad + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ \text{原料価格変動額} &= \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

10. 解約及び設置の確認

- (1) 当社に契約違反があった場合は、契約期間中であっても、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものとします。
(2) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます)は当社の申し出に基づき、お客さまのガスの使用状況に変更がある場合はお客さまのお申し出に基づき、契約期間

中であっても、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。なお、この際、5（3）（4）の規定により、その後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

（3）当社は、4の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しないか、又はこの選択約款に基づく契約を解約したとみなし、一般ガス供給約款を適用させていただきます。なお、4の適用条件が満たさなくなった場合、お客さまは当社にただちにその旨を当社に連絡していただきます。

1 1. 精算

10（3）のなお書きの規定にかかわらず、お客さまが4に定める適用条件を満たさずガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなったと確認した日を含む料金算定期間より一般ガス供給約款に定める料金を適用し、すでに料金としてお支払いいただいている金額との差額を申し受けます。

1 2. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成28年5月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成28年4月30日まで家庭用セントラルヒーティング契約（一般ガス選択約款・以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成28年5月1日以降本選択約款が適用されるお客さまについては、平成28年5月1日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算定式により算定いたします。

（算定式）

料金 = (イ) 旧選択約款適用期間の料金 + (ロ) 本選択約款適用期間の料金

(イ) 旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数は切り捨て）

= 旧選択約款の基本料金 × D_1 / D + 旧選択約款の調整単位料金 × V_1

(ロ) 本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数は切り捨て）

= 本選択約款の基本料金 × D_2 / D + 本選択約款の調整単位料金 × V_2

（備 考）

D = 料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める22（3）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合には、基本料金案分の算定式の D を30とする。）

D_1 = D のうち平成28年4月30日までの期間に属する日数

D_2 = D のうち平成28年5月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧選択約款適用期間の使用量

= $V \times D_1 / D$ （小数点以下の端数は切り捨て）

V_2 = 本選択約款適用期間の使用量

= $V - V_1$

適用料金表は、旧選択約款の料金、本選択約款の料金とも使用量 V が別表の1の適用区分のいずれに該当するかによって判定いたします。

(別 表)

家庭用セントラルヒーティング契約に適用する料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B 使用量が15立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C 使用量が30立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表D 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

3. 料金表 A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 6 4 6 . 0 0 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 2 . 5 9 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 8 4 6 . 8 8 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 9 . 1 9 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 3 0 3 . 7 2 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 3 . 9 7 円
-------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 2 5 8 . 4 4 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	8 2 . 0 3 円
-------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。